311　ジエチル亜鉛、3，4，5－トリフルオロフェノール及び水の反応生成物　(3)―4616

312　2－（4－メチルペンタン－2－イル）－3－チエニルアミン　(5)―6943

313　2－メチルプロパン－1－エン重合物（重合度4以上）の4－（2－アルミノエトキシ）フェニル化物　4－｛[2－ヒドロキシエチル]－[2－(2－ヒドロキシエトキシ)フェニル化物及び4－｛[2－[3－(2－ヒドロキシエチル)ウレイド]フェニル化物の混合物　(6)―2861

314　2－(2－イソプロピル－1，3－オキサゾリジン－3－イル)エチル＝[3(又は5)－([[2－(2－イソプロピル－1，3－オキサゾリジン－3－イル)エトキシ]カルボニル]アミノ)－2－メチルフェニル]カルバマート及びα－{[3－([[2－(2－イソプロピル－1，3－オキサゾリジン－3－イル)エトキシ]カルボニル]アミノ)－2－メチルフェニル]カルバモイル}－ω－([[3(又は4又は6)－メチルフェニル]カルバモイル}オキシ)ポリ[オキシエチレン/オキシ(メチルエチレン)]を主成分（合計50%以上）とする、2，4－ジイソシアナトトルエン、2，6－ジイソシアナトトルエン、1－(2－イソプロピル－1，3－オキサゾリジン－3－イル)エタノール及びα－ヒドロ－ω－ヒドロキシポリ[オキシエチレン/オキシ(メチルエチレン)]の反応生成物　(7)―3004

315　2－アクリルアミド－2－メチルプロパン－1－スルホン酸・アクリル酸・マレイン酸共重合物　(6)―2864

316　4，4'－ビス(クロロメチル)ビフェニル・ホルムアルデヒド・フェノール重縮合物（両末端フェノール基）　(7)―2999

317　4，4'－ビス(メトキシメチル)ビフェニル・ホルムアルデヒド・フェノール重縮合物（両末端フェノール基）　(7)―3000

318　3－(ドデカ－2－エン－1－イル)オキソラン－2，5－ジオンとヒドラジンの反応生成物　(7)―3005

319　[1，6－ジイソシアナトヘキサン重合物（環状3量体を主とする、5～11量体）、2－エチルヘキサン－1，3－ジオール及び5－イソシアナト－1－(イソシアナトメチル)－1，3，3－トリメチルシクロヘキサン重合物（3量体を主とする、5～11量体の反応生成物]の末端ジエチル＝マロナート又はエチル＝アセトアセタート付加物　(7)―3006

320　ジナトリウム＝ビペラジン－1，4－ビス(カルボジチオアート)　(5)―6945

321　1，3－フェニレンジメタンチオール　(3)―4618

○国土交通省告示第二百九十六号

国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令（平成二十三年国土交通省令第十四号）第一条の規定により準用する道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第五十五条第一項の規定に基づき、国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第一条の規定により準用する道路運送車両の保安基準第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを次のように定める。

平成二十三年三月二十二日　国土交通大臣　大畠　章宏

国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第一条の規定により準用する道路運送車両の保安基準第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が告示で定めるものを定める告示

国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第一条の規定により準用する道路運送車両の保安基準（以下「保安基準」という。）第五十五条第一項に規定する国土交通大臣が定めるものは、次の各号に定めるとおりとする。

一　保安基準第六十一条第一項（制動装置の系統の数に係る部分に限る。）、第六十二条の二及び第六十四条の二第一項の規定

二　道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下「細目告示」という。）第二百五十七条第一項第三号及び第五号、第二百五十八条第二項（協定規則第七十八条の技術的な要件及び別添九十八に定める基準並びに制動装置の系統の数に関する部分に限る。）及び第三項（制動装置の系統の数に係る部分に限る。）、第二百六十条第一項第一号、第二百六十四条第一項第三号、第二百六十六条第二項第一号、第二百七十三条第一項第三号及び第五号、第二百七十四条第二項（制動装置の系統の数に係る部分に限る。）及び第三項（制動装置の系統の数に係る部分に限る。）、第二百七十六条第一項第一号、第二百八十条第一項第三号、第二百八十二条第二項第一号並びに第二百八十三条第一項第四号の規定

三　昼間のみ運行するものにあっては、第一号及び第二号に掲げる規定のほか、保安基準第六十二条第一項及び第六十三条第一項の規定

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第二百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第二条第三項、第四条第九項及び第十項並びに別表第二十七号の規定に基づき、国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月二十二日　国土交通大臣　大畠　章宏

国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示の一部を改正する告示

国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示（平成十七年国土交通省告示第千四百七十九号）の一部を次のように改める。

第一条の見出しを「（特殊な大型輸送用車両に係る国土交通大臣が定める緩和可能な自動車の保安基準の特例）」に改め、同条中「（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する地方公共団体をいう。以下同じ。）」及び「（法第二条第一項に規定する構造改革特別区域をいう。以下同じ。）」を削り、「法第四条第八項」を「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）第四条第八項」に改め、「含む。以下同じ。」を「含む。」に改める。

第二条に見出しとして「（事業）」を付し、同条を第四条とし、第一条の次に次の二条を加える。

（国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車の特例）

第二条　地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域内の道路（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第六項に規定する道路をいう。）であって専ら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する場所（以下「特定道路」という。）のうち、その使用に関し、関係行政機関、関係事業者その他の関係者が交通の安全と円滑を図るための措置を講ずることについて合意している場所において、同法第二条第二項に規定する自動車（専ら特定道路上を移動させることを目的として製作した特殊な構造を有するものに限る。以下同じ。）を運行の用に供することが必要であると認めて法第四条第八項の規定による内閣総理大臣の認定（法第六条第一項の規定による変更の認定を含む。）を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車を指定する件（平成十三年国土交通省告示第千六百六十四号）の規定中「四　草刈作業車」とあるのは「四　草刈作業車
五　国土交通省関係構造改革特別区域法第二条第三項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業について定める告示（平成十七年国土交通省告示第千四百七十九号）第二条に規定する自動車」とする。